

令和4年度 群馬県

靈感商法 特別法律相談



相談内容

靈感商法による消費者被害で、弁護士による法律相談を必要とするもの

実施期間

令和5年2月1日(水)～3月15日(水)
※土日・祝日を除く

対象

群馬県内に在住の方

費用

一人1回、2時間まで無料
(事件の処理を受任する場合は別途弁護士費用がかかります)

その他

相談方法・場所等は申込受付後に調整します



ご相談のお申込みは

消費者被害対策ぐんま弁護団

TEL: 027-372-9119

【事務局：弁護士法人龍馬】

※受付時間は、土日、祝日を除く午前9時～午後6時

お問い合わせ：群馬県消費生活センター (☎027-223-3001)

【こんな事でお困りではないでしょうか？】

- ・公証役場へ信者に連れて行かれ、「献金したお金は自分の意思で渡したものです」などといった内容の書面を作成させられた。
- ・家族が信者で、当時住んでいた家土地を担保に借り入れて献金した。その後、借り入れを返済できなくなったため、家土地を売って返済したが、売却代金の残額も献金してしまった。

消費者被害対策ぐんま弁護士団（事務局：弁護士法人龍馬）

【TEL：027-372-9119】

【FAX：027-372-2210】

令和4年度群馬県「靈感商法特別法律相談」相談内容確認シート

【申込者】

申込者氏名	(歳)
性別	①男 ②女 ③回答したくない
生年月日	
住所	〒
電話番号	携帯： 自宅：
被害者との関係	①本人 ②配偶者 ③親 ④子 ⑤その他 ()

【被害情報】

相手の事業者名	
被害者の氏名	(歳)
居住地	都道府県 市区町村
住所	①男 ②女 ③回答したくない
被害者の職業	①自営業 ②会社員 ③会社役員 ④パート ⑤アルバイト⑥年金受給者 ⑦主婦・主夫 ⑧その他 ()
被害者との関係	①本人 ②配偶者 ③親 ④子 ⑤その他 ()

【被害内容の概要】

--

※この相談会は「地方消費者行政強化交付金」を活用して実施し、群馬県から「消費者被害対策ぐんま弁護士団」が委託を受けて運営しています。